



三井住友信託銀行が野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の変更報告書を提出（買い増し）



東の野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、三井住友信託銀行が6月4日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者3の株券等保有割合が1%以上増加」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、7.94%と0.70%買い増しした。

報告義務発生日は、2020年5月29日。